

東北工業大学公的研究費不正防止計画

東北工業大学は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

1 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	不正使用防止計画
組織としての責任体系が曖昧であり、責任者の交代等により責任の所在が不明確になる	最高管理責任者を学長とする。統括管理責任者、そのほか学内の責任体系を明確にするため、要綱を制定し、本学のホームページにおいて公表する。（「科学研究費補助金等の運営管理要綱」）【実施】 http://www.tohtech.ac.jp/outline/grant/index.html
	後任者に対する十分な引継ぎを行うとともに、担当部署による説明等を行う【検討中】

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	不正使用防止計画
研究費の使用ルールと運用が乖離する	公的研究費に関する学内規定を整備し、周知する。新任教員対象、公的研究費申請者・採択者対象の説明会を開催する。【一部実施】 公的研究費の事務窓口は財務課・施設管財課・新創研センターであり、これまでも個別相談に対応してきたが、引き続き公的研究費の規程に則った運用を推進する。（「科学研究費補助金等の運営管理要綱」）【実施】
研究者及び事務担当者の理解不足によって誤った運用が行われる	「科学研究費補助金等の運営管理要綱」について定期的に見直しを行い、教員に個別に配布し、周知する。【一部実施】
	研究者のルール理解度を把握するため、内部監査室等が必要に応じて研究者へルールの理解度について聞き取りを行う。【検討中】 ルールの理解が不足している項目については「科学研究費補助金等の運営管理要綱」への記載や説明会等を通じてルール周知の徹底を図る。【検討中】
職務権限に応じた明確な決済手続きが示されていない	本学の組織規程に定める事務分掌及び稟議規定に定める決裁権限に基づく業務執行を引き続き推進し、不正の防止に努める。また、「科学研究費補助金等の運営管理要綱」のとおり、研究者は責任所在を明確にし、使用した研究費の説明責任を負うなど職務権限を明確にした業務遂行を行い不正防止に努める。【実施】
研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則についての認識が希薄である	研究者に対する説明会を開催する。説明会では、公的研究費に関する状況、発注・検収などの説明を行うとともに不正防止に関する説明も行う。新任教員については、赴任時に説明会を行う。【実施】
専門的能力を持って事務を担う立場にあるという意識が希薄である	事務担当者間で執行ルールに関する情報共有や不正防止の取組に対する意見交換の機会を必要に応じて設ける。また、文部科学省等が主催する公的研究費に関する研修会に参加し、専門的能力の向上と意識向上に努める。【一部実施】

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因	不正使用防止計画
不正を発生させる要因がどこにどのようなものか、機関全体の状況を把握できていない	法人の内部監査室運用内規に基づき、研究費の執行ならびに関連業務の内部監査を定期的に実施する。【継続実施】
不正防止計画の策定がされていない	内部監査の結果を踏まえ、不正発生要因の把握、不正防止計画の整備及び見直しを行う。【検討中】
不正防止計画を推進・実施する部署が整備されていない	不正防止推進委員会の設置並びに関係部署からなる不正防止推進チームを編成し、不正防止計画の策定および計画の推進を行う。【検討中】

4 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	不正使用防止計画
予算執行状況が適切に把握されていないため、年末度に予算執行が集中する	学内の予算システム化により、事務担当においては常時、各研究費ごとの予算執行状況の把握を可能としている。研究者への予算執行状況の適切な伝達を行い、適切な予算執行に努める。【検討中】
旅費の執行状況が把握できていない	旅費申請に際しては、事前の「内申書」、事後の「報告書」の提出により適正な出張であるかを確認する。書類の提出に併せて、出張の実態を確認できる証拠資料の提出を求めるほか、飛行機利用の場合には搭乗券の半券の提出、また海外渡航の場合にはパスポートの出入国欄のコピー提出等の出張の資料となる資料添付を義務付けている【一部実施】
	宿泊を伴う旅費申請については、宿泊の実態確認のため、宿泊領収書または宿泊証明書の提示を義務付け、適正な旅費の執行に努める。【検討中】
謝金支払に係る勤務実態の確認ができていない	研究員、アルバイトの出勤簿の管理徹底をすることにより、勤務実態を把握し適正な人事管理ならびに人件費執行に努める。【実施】
	謝金等を支払う場合は、支払いを受ける者から振込依頼書を提出させ、全て個人口座に振り込みを行う。【実施】
研究者と業者の癒着を防止する対策が講じられていない	取引業者と研究者の癒着防止のため、発注に関しては、全て施設管財課用土係で行うことを原則としている。【実施】
	業者を対象に、不正な取引に関与した場合の取引停止処分の方針を開示している。【実施】
研究者が直接検収業務を行っている	研究者による検収を認めず、学内で任命された物品検収担当者が検収を行い、適正な研究費執行に努める。また検収の際に複数の物品になる場合には内訳書(立替の場合はレシート等)を提示させるなど、より適正な予算執行を図る。【実施】

5 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生要因	不正使用防止計画
競争的資金等の研究費使用に関するルール等について、機関内外からの相談、通報(告発)を受け付ける窓口がない	競争的資金の使用ルールをはじめとする研究に係る事項の相談窓口は、財務課・施設管財課・新創研センターとする。通報(告発)に関する窓口は、総務課とする。各窓口の周知徹底を図り、適切な研究費執行とともに法令遵守の業務執行に努める。また、通報窓口はホームページ等で学内外に公表する。【実施】

6 モニタリングの在り方

不正発生要因	不正使用防止計画
機関全体の視点からのモニタリング及び監査体制が整備されていない	理事会の下に独立した部署として内部監査室を設け、内部監査室運用内規に基づき、業務監査の実施など制度の運用を図り、適正な業務執行に努める。【実施】
監査結果が関連部署において共有されていない。	内部監査の結果は常勤理事会に報告する体制となっており、改善等の措置が必要と判断された場合は、関係部署に改善を促す体制である。【実施】